

株式会社東北新社
代表取締役社長 小坂 恵一

取締役の処分について

当社は、中期経営計画における「構造改革」の一環として、今期、事業運営状況の調査を実施して参りました。当該調査において、当社取締役によるパワーハラスメントや不適切な言動のほか、当社内における不適切な会計問題及び労務管理問題が確認されたことから、当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、当社の当該又は担当取締役に対する下記の処分を決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。

当社は、本事案を厳粛に受け止め、今回処分の対象となった行為の態様や内部管理体制状況の調査結果を分析し、外部の専門家のアドバイスを受けて再発防止策を策定いたしました。今後は、再発防止策を最優先に実行し、今後このような事態を発生させないように、自浄作用の発揮と透明性の高い企業文化、そしてそれを実現するための実効性のあるガバナンスの高度化をさらに図ってまいる所存であります。

なお、本事案による当社の業績に対する影響は軽微であります。

記

役職名	対象者	行為態様	処分内容
代表取締役社長	小坂 恵一	以下2名の取締役に対する監督責任	月額報酬の30%を1か月、自主返納勧告
取締役	家氏 太造	パワーハラスメント及び不適切な言動	月額報酬の10%を1か月、自主返納勧告
取締役	江草 康二	・パワーハラスメント及び不適切な言動 ・所管部署における不適切な会計問題及び労務管理問題の発生に対する監督責任	月額報酬の10%を1か月、自主返納勧告

以上